

2019年3月28日  
株式会社 千葉興業銀行

## 地方税一括納付サービスの改元に伴うご留意事項について

---

5月1日より新元号が施行されることに伴い、法人向けインターネットバンキング「ちば興銀コスモスWEBサービス」および「EB（エレクトロニック・バンキング）サービス」〔\*〕にて、「地方税一括納付サービス」をご利用のお客さまにおかれましては、以下の点にご留意いただきたくお願いいたします。

〔\*〕EB（エレクトロニック・バンキング）サービス…パソコンサービス等の電話回線を使用するサービスです。

### 1. 対象のサービス

- (1) 法人向けインターネットバンキング「ちば興銀コスモスWEBサービス」の「地方税一括納付サービス」を利用して「納付ファイルの受付」により納付する場合。
- (2) 「EB（エレクトロニック・バンキング）サービス」の「地方税一括納付サービス」を利用する場合。

### 2. ご留意いただきたい事項

納付ファイルに含まれる「納付期日」ならびに「納付年月」について、5月1日以降の日付を 和暦「31年」として送信した場合、システムエラーとなり受付できませんので、ご留意いただきたくお願いいたします。  
5月1日以降は、正しくは**和暦「1年」**となります。

【例1】4月分の住民税を納付する場合（納付期日 5月10日）

納付期日：1年5月10日 納付年月：31年4月分

【例2】5月分の住民税を納付する場合（納付期日 6月10日）

納付期日：1年6月10日 納付年月：1年5月分

※和暦の設定変更方法につきましては、使用している会計ソフト等の販売元へお問合せのうえ、お客さまご自身でご修正していただきますようお願いいたします。